



# Newsletter

Global Japanese Practice  
KPMG in Thailand

Global Japanese Practice タイニュースレター 2023年7月

## BOI の法人税の優遇措置に関する告示

～ BOI の BEPS 2.0 「グローバルミニマム課税(最低税率 15%)」への対応方針 ～

お客様各位

タイは 2017 年 6 月に OECD の BEPS 包括的枠組みに加入、2023 年 3 月に BEPS 2.0 における第 2 の柱としての「グローバルミニマム課税(最低税率 15%)」の導入が閣議承認され、2025 年 1 月からの法施行に向け歳入局や BOI などの関係省庁に対して法案や予算案の作成の指示がされました。

タイには BOI の投資奨励によって法人税が一定期間免除される制度があり、「グローバルミニマム課税」が導入された場合に、タイ子会社で法人税が免除されたとしても最低税率 15%に満たないタイ子会社の所得が最終親会社側で課税されてしまうため、投資インセンティブにならないという問題点が指摘されていました。

そういった状況下で、タイ投資委員会 (BOI) は、2023 年 5 月 16 日付で新たな告示 (Board of Investment Announcement No.1/2566: Investment Promotion Measure to relieve the impact of taxation in global minimum tax) を公表しました。

「グローバルミニマム課税」の対象は、年間の連結売上高が 7 億 5 千万ユーロ以上の多国籍企業で、これに該当しない企業グループは「グローバルミニマム課税」の影響を受けません。今回の BOI の告示は、最終親会社の年間の連結売上高が 7 億 5 千万ユーロ以上 (パーツ換算で 280 億パーツ以上) のタイ企業 (多国籍企業のタイ子会社を含む) を対象としたもので、BOI の法人税の優遇措置に選択肢を与えることで、「グローバルミニマム課税」の導入後も引き続き投資インセンティブの有効性を確保するための指針を示したものとなります。

### 1. BEPS 2.0 における「グローバルミニマム課税」とは

OECD のモデルルールによれば、「グローバルミニマム課税」は連結売上高が 7 億 5 千万ユーロ以上の多国籍企業グループに適用されます。「グローバルミニマム課税」は、その企業グループが所在する国ごとに実効税率の判定を行い、最低税率

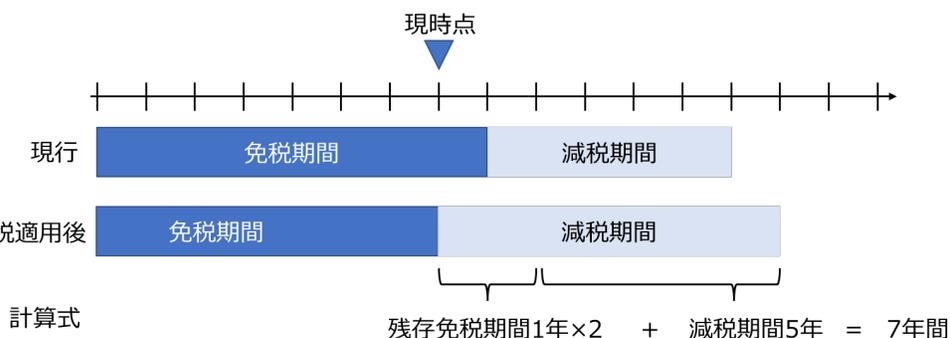
15%に満たない場合は満たない部分の所得を最終親会社側で課税するという制度で、これにより軽課税国に利益が移転されることを防ぎ、公平な競争環境を確保するための仕組みをいいます。例えば、日本に最終親会社を持つタイ子会社が BOI などの優遇税制を受けた結果、実効税率（原則として当期税金費用及び繰延税金費用÷税引前利益）が 15%を下回る場合には、15%に達するまでの金額を最終親会社の所得に上乗せして課税が行われることになります。OECD の BEPS 包括的枠組みの参加国は、OECD のモデルルールをもとに各国で法整備を進めており、日本では 2024 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から「グローバルミニマム課税」が適用開始される予定となっています。

## II. BOI 告示の概要

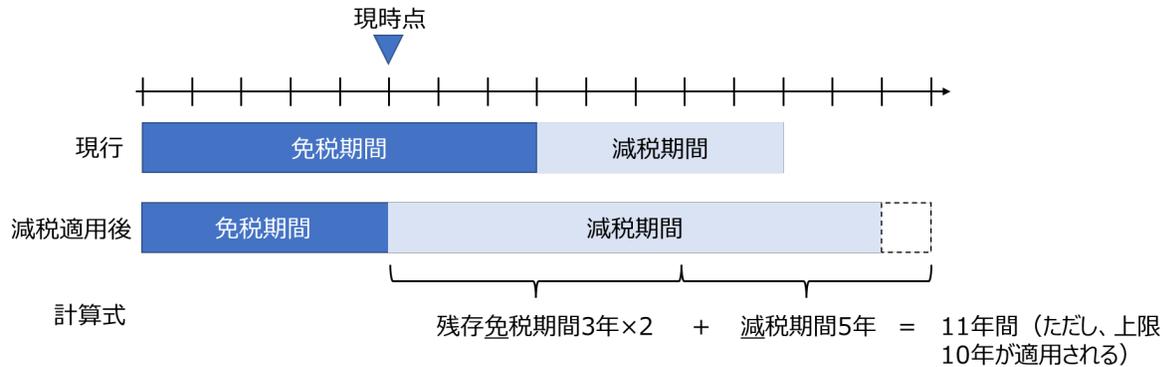
タイにおいては昔から多国籍企業の誘致の重要な施策の一つとして、BOI の投資奨励による法人税の免除や減免があります。この「グローバルミニマム課税」が日本や欧米諸国の最終親会社側で適用される場合、タイ子会社で BOI の優遇税制を享受できたとしても、最終親会社側で課税されるケースが出てくるのが想定されます。このような事態を少しでも回避する方策として、BOI は一定期間の法人税の免税（0%）の優遇措置を受けている企業が、残りの免税期間において免税（0%）の代わりに 50%減税（法定税率 20%→10%）の適用を選択できることとしました。

50%減税の適用を選択した場合、その企業の優遇税制の期間は残りの免税期間の 2 倍を限度に延長され、当該期間にわたって 50%減税（＝法人税率 10%）が適用されることになります。また、BOI の投資奨励において法人税の免税期間終了後、さらに 5 年間の 50%減税が適用される優遇措置を受けている場合には、既に付与された 5 年間を含め、最長で 10 年間の 50%減税の優遇措置を受けられることになります。具体的な計算方法は下図のとおりです。

### ケース 1：免税期間 8 年間 + 50%減税 5 年間の BOI 認可企業（残りの免税期間は 1 年）



### ケース 2：免税期間 8 年間 + 50%減税 5 年間の BOI 認可企業（残りの免税期間は 3 年）



今回の告示による BOI の法人税の優遇措置の選択は、最終親会社の年間の連結売上高がパーズ換算で 280 億パーズ以上のタイ企業（多国籍企業のタイ子会社を含む）のみに適用され、既に付与された BOI の投資奨励（既存プロジェクト）だけでなく、今後申請する BOI の投資奨励（新規プロジェクト）にも適用されます。なお、法人税の免税（0%）の代わりに 50%減税（税率 10%）を選択する場合、BOI に事前に申請が必要となりますが、一度 50%減税（税率 10%）を選択した場合には将来にわたって変更が認められない（元に戻すことができない）点にご留意ください。

### KPMG のコメント

今回の BOI の告示は、BEPS 2.0 において国際的に合意された最低税率 15%を下回ることを回避する一つの有効な手段といえます。一方で、免税期間の経過割合や 50%減税を選択した場合の期間制限（最長 10 年間）を考慮すると、当初の BOI 申請時に想定していた減税メリットを十分享受できないおそれがあります。

日本では 2024 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から「グローバルミニマム課税」が適用開始される予定で、日本の法整備下では日本の最終親会社の連結売上高が 1,000 億円以上（全世界的な基準の 7 億 5 千万ユーロを円換算した金額）である場合に、その日本の最終親会社の連結子会社が所在する国ごとに実効税率が 15%以上か否かを判定し、15%に満たない場合は満たない部分の所得を日本の最終親会社の所得に合算して日本で課税されることになります。そのため、日本の税法で定める計算方法に基づきタイ子会社の実効税率を計算した結果、最低税率 15%を下回る場合には、日本の最終親会社側で追加の税負担が生じることになり、タイ子会社の実効税率のマネジメントが重要課題となります。最低税率 15%を下回るか否かは、タイ拠点全体（タイに所在する連結子会社の合計）の実効税率で判定されるため、タイに複数の子会社が存在する場合には、個社だけでなくタイ拠点全体の実効税率を把握する必要があります。

今回の BOI の告示を受け、タイ拠点全体の実効税率が 15%を下回る場合には日本の最終親会社側での「グローバルミニマム課税」によるタイ拠点の影響を分析のうえ、50%減税（税率 10%）への変更要否を検討する必要があると思います。KPMG タイランドでは、タイ拠点の実効税率の試算とともに BOI の法人税の優遇措置の変更を念頭に入れたタックスプランニングのお手伝いができますので、ご興味がありましたら下記の担当者までお気軽にお問い合わせください。

KPMG 税務担当者

柴田 智以  
パートナー  
E: [tshibata1@kpmg.co.th](mailto:tshibata1@kpmg.co.th)



伊藤 進  
ディレクター  
E: [sito1@kpmg.co.th](mailto:sito1@kpmg.co.th)



金澤 学  
アソシエイトディレクター  
E: [mkanazawa1@kpmg.co.th](mailto:mkanazawa1@kpmg.co.th)



[KPMG 日系企業支援サービスウェブサイト](#)

[過去のニュースレター一覧](#)

**KPMG 日系企業サービス代表お問い合わせ先**

[gjp-marketing@kpmg.co.th](mailto:gjp-marketing@kpmg.co.th)

[home.kpmg/th](http://home.kpmg/th)



[Privacy](#) | [Legal](#)

You have received this email from KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd. If you wish to unsubscribe from our mailing list, please [click here to unsubscribe](#).

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2023 KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd. a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

